

○国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例

平成25年3月1日条例第2号

国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、国立市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議長に結成を届け出た会派（議会における所属議員が1人の場合を含む。以下単に「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、月額10,000円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、各月1日（以下「基準日」という。）における所属議員数とする。

3 政務活動費は、各年度の最初の月に、年度始めから年度末までの月数分を当該年度分として交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

4 年度の途中において新たに結成された会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から年度末までの月数分をその結成された日の属する月の翌月に交付する。

5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員の数は第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

6 政務活動費は、第3項又は第4項の規定による交付の月の15日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、交付日が市の休日（国立市の休日を定める条例（平成3年6月国立市条例第17号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。）に当たる場合は、順次後日に繰り下げて交付するものとする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派について、年度の途中において所属議員数に異動が生じた

場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、その既に交付した額との差額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は、その既に交付した額との差額を返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散した場合は、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を、解散の日から10日以内に返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書又はこれに類する証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から10日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派が、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に規定する経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を返還しなければならない。

（収支報告書の保存）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、同条第2項又は第3項に規定する提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査等を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 国立市議会の会派に対する市政調査費の交付に関する条例（平成12年12月国立市条例第51号）は、廃止する。
- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に前項の規定による廃止前の国立市議会の会派に対する市政調査費の交付に関する条例の規定により交付された市政調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

政務活動費を充てることができる経費の範囲

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 (資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、文書通信費、交通費等)
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望・意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、文書通信費、交通費等)
要請・ 陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために要する経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派が行う各種会議の開催に要する経費及び団体等が開催する意見交換会等その他各種会議に会派として参加するために要する経費 (会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料等)
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用するための経費 (給料、手当、賃金等)
事務費・ 事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入・リース代等)